

清末における総税務司の成立について

岡 本 隆 司

はじめに

清末の政治、外交、経済などの諸方面において洋閥および総税務司ロバート・ハート (Robert Hart) の果した役割の重要性は、改めて強調されるまでもなかろう。にもかかわらず、これに関するては、従来の中国近現代史研究では他の問題との関連において、いわば付隨的に論じられてきたに過ぎず、これを中心に据えた体系的、包括的な研究は必ずしも多くはない。そうした現状で比較的まとまった研究業績がみられる領域の一つは、洋閥の設立に関する問題である。そこで洋閥をその設立期において見ると、(1)南京条約以後五港開港時代の海關、(2)上海の外国人税務司制度の発足、(3)総税務司を長とする清朝国家機関たる洋閥、の三段階を経たとみなすことができるのである。これを従来の研究に照らしてみると、まず、(2)に重点を置いたものがあげられる。⁽¹⁾こうした諸研究は、観点、結論こそ異なるが⁽²⁾、洋閥の濫觴たる一八五四年の上海における外国人税務司制度の創設過程を詳細に解明

清末における総税務司の成立について

岡本

することで、以後の近代中国における洋閥の性質、ひいては対外関係の全体像を展望しようとする共通の姿勢をとっている。また、(2)から(3)への推移を扱った制度史的な研究もなされている。⁽³⁾しかしながら、前者、後者ともに、(2)から(3)に至る制度の発展の経緯において、なお等閑視されている面があり、洋閥の拡充・発展、総稅務司の成立の具体的な解説は依然課題として残されていると思われる。

また他方では、ハート個人に焦点をあて、彼の多彩な活動を詳細に明らかにしている研究が存在する。⁽⁴⁾だが、こうした研究においては、清末における独特な総稅務司の地位がハートの登場とともに設定され、彼が独占し続けたという事実から、彼が立脚したポストまでが彼個人に還元され、総稅務司の地位といふものに対して考察が不十分となつて、明確な評価がなされないままになつていると考えられる。したがつて、総稅務司の帶びる特質をその設定当時までさかのぼつて再検討する作業も不要ではないであろう。

本稿においては、これまでの研究成果を批判継承しつつ、上に掲げた課題を果さんと試みるものである。洋閥・総稅務司の全面的な解説やその中国近現代史における位置づけなどは、もとより筆者の力の及ぶところではないが、これをそうした包括的研究への手がかりの一つとしたい。全く浅見に過ぎないことはいうまでもないが、先学の御叱正を賜れば幸いである。

一 外国人稅務司制度の改革

まず総稅務司の成立を論ずる前提として、第一次アヘン戦争のイギリス・清朝間の折衝の過程において、イギ

リス側が、一八五四年以来上海で試みられていた外国人税務司制度に關していかなる見解を持ち、これにどのように改革を加えようとしていたのか、を概観しておく必要があろう。

外国人税務司制度は、簡単にいえば、英米仏三條約国から領事が任命する各一名の税務司(inspector)が閔税管理委員会(Board of Inspectors)を構成し、江海關の徵稅事務を管理するといふものであつた。その実權は英人税務司ウエーデ(T. F. Wade)が握つたが、在任一年で彼が辞職すると、英國領事の選任權を無視してレイ(H. N. Lay)がその後任に就き、精力的に業務を遂行していく。この新しい制度は、当時の上海の外国人社会において侃諤たる論議的となつており、イギリス側にとって第二次アヘン戦争の條約交渉における懸案の一つかつた。

その問題とされたところは、(1)税務司の海關行政に対する外国商人の意向、そして、(2)上海駐在英國領事との対立を惹起せしめる一因となつた税務司の法的身分の曖昧さ、つまり、税務司は、任命權を有する英米仏三国の領事と清朝の海關監督とのどちらに従属するのか、という二点に整理される。⁽⁵⁾

まず(1)に関して。外国人の多くは、從前の清朝海關行政の腐敗に乗じて大規模な脱税を常習的に行なつていたから、規則を遵奉してあらゆる不正を摘發して憚らない税務司を敵視し、外国人税務司制度に對してしきりに反対、廢止を唱えていた。例えば、ラッセル商会(Russell & Co.)を始めとするアメリカ商人は、駐華弁務官パークー(P. Parker)に書簡を送り、「中国における税關事務は、中國人の管理下にあれば、容易に處理され、急を要する場合には、手早い事務処理と船積の迅速さにおいて大いに有利なのである。しかし、税務司によつて設けられた、綿密にして若干の点において煩瑣な諸規則によりこの利点は失われてゐる。……他處において(外国人税

務司制度が実施されない場合、輸出港としての上海は、この制度の継続によつて結局荒廃するであろう。……我々は、……貴下が現行の制度の廢止に対する便宜と正当性を考慮されるよう真剣に要求せざるをえない⁽⁶⁾と述べている。しかし、この制度の廢止には、中国貿易の正常な發展という観点からイギリス当局は冷淡だつた。外相クラレンズドン（Lord Clarendon）の訓令には、「（イギリス側が）中国側の関税収入を保護すべき何らかの義務を負つ⁽⁷⁾のを控えよ」と強制するわけにはいかない。……實際、英國臣民は、その従事するところの不正な取引の結果に対して保護を加えられるべきではない⁽⁸⁾とあり、また、條約交渉に当たつた全權エルギン（Lord Elgin）も、「上海においては、徵稅が極めて正当かつ公平に行なわれてゐる。……財政的觀点からすれば、この制度は中国政府にとって有利に機能し、政府は多大な關稅収益を上げてゐる。……そのうえ、正直な商人にとつても、自分の品位を低めると思われる不正手段に訴えることなく儲けることができるので恩恵となる」と述べ、明らかに外国人稅務司制度の有力な支持者であつた。しかも、條約交渉の実権を握つたのは稅務司出身の通訳官ウェードとレイであつた。⁽⁹⁾だから、イギリス当局の外国人稅務司制度維持の方針は当然であつたのかもしぬ。

一方、外国人稅務司制度の公平な徵稅の機能を歓迎する商人たちも存在しており、設立当時にこの制度に向けられた激しい非難も、幾分和らいでいたようであつた。⁽¹⁰⁾そうした状況において、上海商業會議所（the Shanghai Chamber of Commerce）の表明した意見を見ると、「對外貿易に開放されている全ての港は、徵稅に關して全く同一の立場に置かれるべきである。……」のような方式（外国人稅務司制度）が新たな協定の下で存続するとしたら、全開港場に適用されなければならない。けれども、そつとした適用にはかなりの困難があると思われる。……」の

制度は最良のもので、上海でこれまで円滑に機能している⁽¹²⁾とあり、ここから、この制度の廃止を唱えた商人も、税務司の行政に賛成した商人も同様に抱いた危惧が、この制度が上海一港に限定されていることで、税務司の嚴格な海關行政が、結果的に該處の貿易を衰退に導くのではないか、というものであつたことが窺える。ただし、後者の考えは、外国人税務司制度の存続を前提とし、それにはこの制度の他港への拡充が不可欠であるとしていた。こちらの方がイギリス当局にとって建設的であつたことはいうまでもなかろう。それゆえイギリスの交渉当事者が当該制度を維持しようとすれば、まずその拡充をはからねばならなかつたのである。

(2)については、イギリス政府はすでにウエーラーからレイへの税務司更迭の際に、税務司は事实上中国の官吏であつて領事に従属するものではなく、領事の税務司に対する生殺与奪の権限はこれを否認するという見解を示していた⁽¹³⁾。条約交渉に臨んで、クラレンズンがその方針を変えず、エルギンに対し、「イギリス領事館当局が、中国当局が自ら考へる以上に、中国の關稅收入に大きな注意を払つことは、その義務ではない」と訓令したのは、「イギリス政府が税務司の行為に對して何らかの責任を負うことになる」⁽¹⁴⁾と考へられたからであつた。また、税務司に対する領事の任命権・干涉権は、「外国人税務司制度は……事實上外国によつて保守されているのも同然で、……その権力、尊嚴、有用性は全く外国の与えた手段、援助、支持によつている。それは全ての健全な行政からその主要な機能を奪うものである」とした駐寧波副領事メドーズ (T. T. Meadows) の見解のように、この制度の方式を非難する論拠にもなつていた。ここにおいてエルギンは、「英國領事が中國側の關稅徵收に協力すべしとする南京條約の条款を省き、……徵稅のために必要とする手段を採用し、雇用に適當な英國人ないしは他国人を選任す

る権限を「中国政府に委任する」という方針を決定した。それはとりもなおさず、中国の海關行政に領事が関与することから招く批判と責任を回避し、外国人稅務司制度の施行を清朝側に委ねて同様の効果を上げることを意図したものであった。

以上に論及したように、上海における外国人稅務司制度の抱えた問題の対策としてイギリス側が要求したのは、当該制度の全開港場への拡充とその施行権の清朝側への委任であつた。一八五八年十一月八日に調印された「通商規則を包含する協定」⁽¹⁷⁾の規則第十一——以下、「協定」と略称する——には、

イギリスとの通商において増加しつつある中国の閥稅收入を確保するのに最も適當と思われる方法を採用することは清朝政府の随意であるが、ここに全開港場において画一的な制度を施行すべきことを協定する。

したがつて、清朝政府から任命された對外貿易を管理する大臣は、隨時自分で、または代理の者を派遣して、諸港を巡回し、海關收入の管理、密輸の防止、……において自分を補佐するのに適當と認めるイギリス臣民を、同國當局の提案や推薦にかかわりなく、自らの裁量で選任することができる。

と規定され、外国人稅務司制度という文字は見えないけれども、上に見たイギリスの要求にほぼ照応しているのが看取されよう。

二 清朝側の対応と總稅務司の設置

ところで、こうしたイギリスの働きかけに対する清朝側の対応はいかなるものだったのだろうか。第一次ア

ヘン戦争当时、清朝政府内は外国に対する「主戦派」と「和平派」に分かれており、天津条約交渉の矢面に立たされた大学士桂良や、外国との接触が多く、かつまた太平天国軍の脅威を身近に感じていた上海の地方当局者たち——その中心は両江総督何桂清——が後者に属していた。彼我の力関係を認識し、常に現実主義的であった彼らの関税収入についての言及は頗る注目に値する。

桂良は、天津条約締結の直前に奏文において「戦之不可者」を列举し、そこで関税の重要性に着目して、「各国と講和しそみやかに通商を協議すれば、関税収入は日毎に充足し、兵糧も賄える。講和せず戦えば、門戸を開ざさなくとも、税課には限りがあり、江南の軍隊が食糧を求めて悲痛な叫びを上げても籌画するすべがなくなる」と述べ、関税を以て内乱鎮圧の軍費に充てるのだから外國とは戦うべからずとした。⁽¹⁹⁾ そして、天津条約締結後、北京朝廷が、その最も承服しがたい外国使節の北京駐在（第二条）、揚子江の開放（第十条）、内地旅行（第九条）、賠償金の支払（特別条款）という四項目の取消を、上海における税則会議において、関税の全免を代償にして実現しようとはかると、桂良・何桂清らは果して全くこれに従わなかつた。彼らの意見によれば、「いま我々の免除する関税は数百万両で、必ずしも英國人の心を動かすことはできないが、彼らの富を益するにはまさに十分である。これは富国強兵の利権を外国に授け与えることになる」と、関税全免による利権の喪失があげられ、また、賠償金の支払についても、「戦費賠償の六百万両については、……現在毎年徵収している夷税は以前に較べてまだ短細するに至つておらず、約計すればわずか一、一年で（賠償金を）完済できよう。……彼の税を以て彼の戦費を償えば我が方に大きな損失はないといえる」⁽²⁰⁾ とみなされたのである。

以上、桂良・何桂清らの財源としての関税収入についての見解は、(1)内乱鎮圧の軍事費の財源、(2)利権の保持、(3)賠償金返済の財源、という三つに要約できよう。これらは、外国人税務司制度が実際に機能し、関税収入が比較的豊富であった上海という場において導き出されたと解すべきであり、なんばく重要なのが(3)である。外国貿易の関税を賠償金の財源に充てるという方法は、おそらく外国側から示唆されたものであろう⁽²³⁾が、これを清朝の官人が認可したところに重要な意味が存する。清朝の伝統的な関税行政の特徴は、徵稅額における定額主義、徵稅事務における請負制、税關組織における對外・内国の区別の欠如、などが挙げられる。しかるに、こうした措置は外国の利益に關わり、その干渉を招くことから、必然的にそれらの破綻を結果することになろう。その点を彼らがどこまで自覚していたかは定かでないが、ともあれ、こうした見解は、既存の海關の体制の変革の端緒となり、外国人税務司制度の拡充に大きく途を開くものだつたといわねばならない。

では、彼らは外国人税務司制度そのものを見ていたのか。それを示す史料は極めて少ないが、彼らが関稅全免政策に反対した一節に、「外国人は他の事にはいつも極めて狡猾であるのに、ただ納稅においてはなお公平である。処理が宜しきを得れば、結局彼らが法を犯すには至るまい」⁽²⁴⁾とある。この状況はいうまでもなく上海におけるものであり、外国人の「納稅」は、税務司による「徵稅」と解されるものである。すなわちこの制度の機能は、徵稅に公平であるのみならず、外国人の取締にも資するところがあるといふのである。彼らが関稅收入、ならびに外国人操縦の側面からこの制度を頗る有用視していたことは間違ひなかろう。ただし彼らにとって不満であったのは、税務司ウェード辞任の際、前江蘇巡撫吉爾杭阿が英國領事の任命権を無視してレイをそ

の後任に推薦した⁽²⁵⁾事実からも窺えるように、税務司の任命権が外国側に掌握されていることであった。だとすれば、当該制度の施行権を清朝に委ねようとするイギリス側の思惑は、清朝側の利害と一致していたことになる。

桂良が老猾な工作で咸豐帝を始めとする「主戦派」の圧力を緩和し⁽²⁶⁾、通商・外交を統べる廣東の欽差大臣の資格が上海に移され、兩江総督何桂清の兼任となつて、「和平派」の勢力が強まるに、清朝側は以上のような認識に基づいてイギリスの要求を具体化した「協定」を受け入れたのである。しかしながら、「協定」の受諾と履行とは全く別問題であった。桂良・何桂清らが「協定」を文字通りに履行できるかどうかを予め考慮せずに、これを結んだことが、総稅務司の成立を導く契機となつたのである。

「協定」実施の責任者となつた欽差大臣何桂清を始めとする上海の官人たちは、その規定と既存の官僚体制との間に矛盾が存在することに気づいたようである。後に何桂清に代わって上海欽差大臣となつた薛煥の奏片に、「前大臣何桂清は、……もし各港で雇用する外国人を全て總理大臣が選募すれば、支障が多く、また、他港に外国人を雇つて補佐させなければ、海關業務は画一的にならず、外國商人が必ずこれを口実にして容易に紛擾を引き起こすにちがいないと考えた」とあり、「協定」は実施されなければならないが、さりとて、何桂清自身が外国人を抜擢し、全開港場の海關に雇用するわけにはいかない事情があつた。というのは、天津での條約交渉において「傲岸不遜、猖獗を極めた」英國通訳官レイについて、署戸部右侍郎宋晋によつて「吉爾杭阿が上海を回復したとき、（彼を）多くの方法で籠絡し、江海關の幕友に招聘し、司稅（税務司）と名づけた」と言及されたように、清朝の官人たちは税務司を江海關監督の「幕友」とみなしており、欽差大臣がそうした類の人事に干渉できなか

つたからである。何桂清が護理江海關監督吳煦に送った書簡にも、「道・府・州・縣の幕友の如きは、道・府・州・縣が自ら招聘すべきものであり、督撫、大臣が代わってそうすることはできない。これは中國の定例である。……要するに稅務司は各港が自ら招聘しなければならないのである」と見えている。けれども、これでは全開港場が「画一的」な制度を実施するという「協定」の規定に背くことは免れなかつた。元来分散的で、環境も官吏の構成も異なる各海關が自ら適當な外国人を精選招聘し、一樣な外国人稅務司制度——洋關を組織するのは、事実上不可能であつたにちがいない。⁽³¹⁾ここから海關の雇用外国人の人事を司る官が必要となつてくる。かくして設置されたのが總稅務司にはかならない。

一八五九年に何桂清がレイを總稅務司に任命したのは周知の通りだが、その際に、前者は「各港雇用の外国人はいずれも稅務司レイの選募を准す。経費を酌定して五年間試辦せよ」とい、さらに「もし各海關の監督で總稅務司に対し人員を要求する者がいたら、それは全て總稅務司が推薦し、(監督は)その招請に従うものとする。總理大臣がこれに干渉するのも不都合である」と述べている。これは、事實上洋關の人事権を總稅務司に委任したものといえるであろう。この任命を契機にして、上海の洋關では、米人、仏人の稅務司が解雇され、改めて正副一名ずつの稅務司 (Commissioner of Customs) が任命されるなどの改組が行なわれたが、その規定に、「本海關の稅務司および各種の事務を執る外国人などはみな總稅務司レイの選用、取締に帰することに取り決めた。……もし妥当でないところがあれば、その全責任はレイ一人が負うものとする」とあって、雇用外国人の人事についてはやはり全くレイの裁量に任せていたのである。

では、上海の官人たちには、江海関で以上の如く組織された洋閥をどのようにして他港に「画一的」に拡充しようとしていたのか。按察使薛煥によれば、江蘇省と平行関係にある他省の海關に干渉できないことを考慮し、地方当局の自主性を尊重して、「まず我が江蘇が模範を立てて他港が自らこれに倣つて業務を行なうに如くはない。……此處で外国人を募れば他處も外国人を募らなければならぬ。他港は当然募るべき方法がわからないはずだから、必ず江蘇に照会するだろう。最近、我が江蘇では章程が定められたから、他港からの照会を待つて、（それが来たら）この章程の写しを与え、それに従つて業務を行なうよう求める。こうすれば、江蘇は名目上は他港に代わつて外国人を募らないが、実際には外国人は江蘇に従つて税務を管理することになり、双方とも問題はない。他港が外国人を募つた後で、もし宜しきを得なければ、さらに総税務司レイが赴いて手配する」と考えられていた。そして、英仏連合軍の省城占領以来、通商事情が悪化し、関稅収入の減少に頭を悩ませていた廣東の地方当局者が、洋閥の導入に踏み切ると、総税務司レイが現地に赴いて、両広総督勞崇光、粵海關監督恒祺らと協議の上、一八五九年十月に該處に洋閥を設立させた⁽³⁸⁾——さらに翌年一月には汕頭にも設置⁽³⁹⁾——。これはまさしく薛煥の企図した方法に従つたものであつたといえよう。すなわち、総税務司に他港における洋閥の設置官といふ役割を担わせることによつて、その作業が順調にすすめられたのである。

上に見たように、税務司をめぐる統属関係は「協定」締結の際の一大問題だった。上海の地方当局者たちによつて設置された総税務司が、海關雇用の外国人の人事権を掌握し、洋閥の組織を行なうに至つて、それと各港税務司などとの間に明確な統属関係が設定された。ところが、後者と海關監督との関係は、「幕友」という建前はと

清末における総税務司の成立について

岡本

もかくとして、實際においては甚だ曖昧なまま残された。このことは、清朝官僚機構の境外に、條約による特権を有する外国人の新たな官僚機構——この二つの機構を結節させる存在がほかならぬ総稅務司——が建設され始めたことを意味する。ただし清朝側からしてみれば、かかる総稅務司の設置は、既存の体制に齟齬をきたさない形で「協定」の規定の履行を確保し、さらには総稅務司一人を押さえれば各港の稅務司のみならず、海關に関わる外国人まで治められるという一石二鳥の方法であつたともいえよう。

三 総稅務司の總理衙門直屬化

さて、華北においては、周知のように、一八五九年六月、天津條約の批准交換の際に英仏代表が艦隊を伴つて白河進入を強行したことによって端を発して、英仏と北京政府との間に戰鬪が再開されたのであるが、これと関連した北京の情勢は、上海の地方當局によつて設定された総稅務司の性格に少なからぬ影響を及ぼすこととなつた。

一八六〇年、英仏連合軍の北京侵入によつて、咸豐帝およびその側近は熱河に蒙塵し、皇弟恭親王奕訢が後事を託されて首都に残留した。彼は岳父である桂良、軍機大臣戸部左侍郎文祥らに補佐されて英仏との交渉にあたり、十月二十四日にはイギリスと、二十五日にはフランスとそれ北京協定を締結した。そして、一八六一年一月、この恭親王を中心とした「和平派」の交渉人員を涉外機構化したものともいえる總理各國事務衙門が設立された。⁽⁴¹⁾

ところで、恭親王は、上海欽差大臣薛煥の奏請⁽⁴²⁾に従つて、一八六一年一月二十一日にレイを改めて総稅務司に

任命した。⁽⁴³⁾ この任命は、清朝の外政機構の変化が一つの要因となつてゐる。すなわち、これまで総稅務司の直接の上司であつた上海欽差大臣は、總理衙門の設立によつて華南の諸港を統轄する地方機関と化してい⁽⁴⁴⁾たのだが、一方、総稅務司は、新開港場を含む全港に洋閥を「画一的」に設置し、統轄しなければならなかつたため、その下に属するわけにはいかなくなつたのである。⁽⁴⁵⁾こうした事情は、恭親王が、「華南諸省の海港は、すでにレイをして業務を補佐せしめてゐる。新開港場の業務が(華南の諸港)と一致せず、さらに弊害が生じるのは不都合である」と述べているところからも明らかである。しかしながら、総稅務司が總理衙門に直屬したことの意味は、それだけにはとどまらなかつた。

天津條約、北京協定において、海關と関連して最も注目されるべきは、賠償金の規定である。中仏天津條約補足協定第四条に、賠償金二百万両を六カ年年賦で広東の海關から支払つべきことが規定され⁽⁴⁶⁾、一八五九年に該処に洋閥が設置されるや否や、フランスを始めとしてイギリス、アメリカも賠償金の取り立てを始めている。⁽⁴⁷⁾けだし、ます粵海關に洋閥が導入されたのは、かかる債務の一刻も早い履行が一つの目的だったにちがいない。こうした賠償金の弁済は天津條約では広東当局の責任とされたが、それに対し北京協定においては、英仏に対する各々八百万両の賠償金を、全開港場の海關収入の五分の一ずつを扣除して支払うことが規定された(中英北京協定第三条、同中仏協定第四条)⁽⁴⁸⁾。

この規定を履行するにあたつては、「徵稅額が多ければ、それに従つて扣除額も多くなるから、(外国側は)少額といえども必ず検討するはずであり、各海關の監督が不正を行なつて、その結果、徵稅額は多いが扣除額が少な

いという事態になるのを決して認めないであろう」とあるように、もはや洋税に関する限り、それが外国の賠償金と関わるところから従前の腐敗した海關行政では通用しないのであつた。この対策について恭親王らの奏片に、「かつまた各海關の会計簿を調査して、戸部の頒布した税簿と厳密に照合すれば、自ずから侵漁の弊害は免れよう。あるいは、外国人を従来通り税務管理に協力させ、俸給を高くして厚遇し、税務の実情を総理衙門と戸部に咨報させる」⁽⁴⁹⁾と見えていたが、各港の洋税の課税評価および帳簿の管理は税務司が行なつたから、文祥も認めたように、「海關に外国人の補佐がなければ、賠償金問題を解決できない」⁽⁵⁰⁾のであつた。いかにしても、賠償金返還は中央政府の、とりわけ涉外事務を司るべき総理衙門の直接の責任となつていたから、その關鍵的機構たる洋關——それを統轄する總稅務司を押さえるのは当然の措置といえよう。總稅務司の總理衙門直屬化はこうした背景をも有していたのである。ここにおいて、洋關が賠償金返済の機関として位置づけられたことにより、以後強められる清朝の債務履行の保証者という總稅務司の性格の一側面が設定されたといえるだろう。

ところで、總理衙門首脳の總稅務司に対する期待は別のところにもあつた。恭親王らは當面の政策方針として、外患より内憂の方が重大であり、清朝の死活の問題である太平天国等の内乱の鎮圧を優先させ、外国とは妥協して、條約を守らせることによって、その操縦をはかるべしとした。⁽⁵¹⁾しかし、こうした政策方針を遂行するにあつて、實際には彼らは、條約の規定の実施において実務知識が欠如している一方で、絶えず加えられるであろう北京駐在の外国公使の圧力に対処せねばならない立場に置かれていた。だから彼らは、總稅務司レイの「雇用は、貿易と海關に関するのみならず、對外問題一般についての私的な顧問としても価値のあるものだ」と認めていた

のである。ところが、そうした期待にもかかわらず、総稅務司に任命されたレイは、北京に来て總理衙門首脳と会談し、かつまた天津に洋閥を開設せよといふ恭親王の命令に従わず、粵海關副稅務司ハートと江海關稅務司代行フィツツ・ロイ (G. H. Fitz-Roy) に總稅務司代行を命じ、ハートに北京訪問を委託して、賜暇帰国したのであつた。⁽⁵⁴⁾

かくしてハートは北上の途につき、一八六一年六月五日に北京に到着、十三日に文祥と会見、十五日には恭親王に謁見し、三十日にそこを離れるまで何度も彼らと会談した。⁽⁵⁵⁾ 恭親王らは当初、開港に関する業務的懸案の解決をはかるつもりであったが、ハートとの協議の段階に入ると、「我々は、……一日たりとも各港の關稅を考えなかつたことはないが、最近總稅務司ハートの來京により協議している章程は事柄が極めて複雑で、實にその弊害を洞悉しがたい。……かんせん我々は以前より稅務に精通しておらず、……その一を知つてその二を知らず、結局は稅務の弊害を根絶しえないので恐れる」⁽⁵⁶⁾ と悲鳴をあげ、事あるごとに彼の意見を徴した。ハートはこれに對して謙虚に、しかも理解しやすいよう意見を述べ、彼らの全面的な信頼を得るに至つた。恭親王らは、「ハートは外国人であるが、その性格は御しやすく従順で、いふ」とも実に理にかなつてゐる⁽⁵⁷⁾ といふ、また外国人の記録にも「ハート氏は恭親王や文祥に対し好感を与え、……恭親王は（彼を）『我們的赫德』（"Wo-mun-tee Ha-ta" 我らがハート）と呼んだ」⁽⁵⁸⁾ と見えてゐるのである。

ところで、總理衙門首脳の偏ったハートへの傾倒は、その個人的感情を別にすれば、その政治的地位の脆弱な原因するものとなる。⁽⁵⁹⁾ ハートの言によると、「恭親王と文祥とは、……紅頂戴の官人から聽差(a tinckchai, 清末における總稅務司の成立について

or orderly)に至るまで、政府に仕えている官吏の中に我々の信頼できる人間は見い出しがたい。眞実を語る外国人が我々に仕えるのは全く幸運だと思う」と明言した⁽⁶⁰⁾とあり、彼らはその政治力を強化する有能な協力者が存在しないのを嘆き、その役割をほかならぬ総税務司の勢力に求めていた。このことは、熱河に皇帝を擁している怡親王載垣・肅順らを始めとする圧倒的に優勢な「主戦派」に対抗し、自己の勢力を確保しようと腐心した彼らの政治的姿勢の現われともとれるであろう。ともあれ、彼らは、自分たちの信頼のおける政治外交顧問として総税務司ハートを位置づけていった。一八六五年に総税務司の駐在地が上海から北京に移された⁽⁶¹⁾という事実は、それを確認するものである。

恭親王はハート退京の際に、彼とフィッツ・ロイに対しても総税務司代行を正式に委任する訓令を出した⁽⁶²⁾。その内容は、密輸の防止、中央政府への收支報告、外国人海關官吏に対する人事権など、いわばそれまでに確立しつつあった総税務司の洋閥に関する基本的な最小限の権限・職責を公式に追認したものであった。換言すれば、これらのみが総税務司の「公式の役割」として認定されたに過ぎなかつたのである。このことは、いわゆるレイ・オズボーン艦隊事件⁽⁶³⁾によって解任された総税務司レイについて、当時の駐華英國公使ブルース (F. W. A. Bruce) が、「総理衙門の首脳は総税務司を自分たちに雇用されている属僚ほどにしか思っていない。レイには洋税徵収の補佐に従事する外国人に対する総監督権は与えられているが、その収入の用途を左右する権限までは与えられていない。彼らはレイを全く行政官とはみなしていないし、外国貿易に関する諸問題でさえも、権限ある者として彼の助言を求めるわけでもない」⁽⁶⁴⁾と述べ、また恭親王が「中国の禄を食んでいる以上、中国の属員と何ら変わり

はない。その職分も各省の海関道と同じである」と言つてゐるところからも窺えよう。⁽⁶⁸⁾

ところが、総理衙門の顧問といふ総稅務司の役割は、上に見たようにハートのペーパーナリティに大きく依拠して形成されたもので、どこまでも彼個人の帶びた「私的な役割」であつたといえる。そして、「私的」、非公式であつたがゆえに、その資格で行なう彼の活動は非常に多岐にわたる可能性を内在させていたのである。事実、総理衙門は単なる外交機関にとどまらなかつたから、ハートの活動領域も自ずから多くの方面に及ぶこととなつた。ただし、その活動も、後述する洋閥といふ清朝の一大財源によつて裏付けられていたという側面を否定することはできない⁽⁶⁹⁾。だとすれば、ハートが半世紀に亘つて在任し続けた清末の総稅務司なるものの特質は、洋閥の統轄官たる「公的な役割」と総理衙門の顧問たる「私的な役割」という二つの相異なる役割を巧みに連関させて、彼一身に体現したところに認められるのではなかろうか。

四 洋閥の定着

総稅務司の成立についての管見は、以上に述べたところでほぼ尽きるのであるが、そこでは、総稅務司といふいわば機構の頂点のみを取り扱つてきた。けれども洋閥の安定なくしてはそれを統轄する総稅務司の地位の安定もありえなかつたはずである。そこで本章では、洋閥がいかなる勢力の支持によつて中国国内に定着し、確立していくのか、を大まかに見ておきたい。

ハートが総稅務司の任を帯びるに至つて——一八六三年にはレイの後任として正式に就任——、洋閥は条約港

清末における総稅務司の成立について　岡本

に次々に設置され、着実に組織化されていった。ところが、ジャーディン・マセソン商会 (Jardine, Matheson & Co.)を中心とする対華貿易商人は洋閥の存在に対し決して好意的ではなく、むしろその廃止を主張した。⁽⁶⁷⁾ 天津条約の目的を中国貿易の飛躍的拡大と解釈する彼らの目には、洋閥は自分たちの活動に対する障害としか映らなかつた。⁽⁶⁸⁾ こうした観点から彼らが強硬に反対したものに釐金などの内国関税があつたが、これと関連する彼らの意見の中には、洋閥の機能は「代償を何も与えずに地方当局の財源と役割を減少させる」ものであり、「⁽⁶⁹⁾」の国は荒廃の状態になり、現在、洋閥で徴収されている関税は中央の入用に充てられ、地方の収益とはならない。かかる現状では必ず内地における商品の通過には附加税が課せられることとなる⁽⁷⁰⁾とある。すなわち彼らは、内国関税の増大の一因は洋閥から派生するものであるという認識を持つていて、これも洋閥に反対する根拠の一つになっていた。

一方、英國公使ブルースは洋閥・總稅務司に積極的な支持を与えた。彼の政策は、すでに坂野正高氏の研究によつて明らかにされたように、北京常駐の外國使節が、北京政府に対して、地方当局に条約を確實に遵守するよう直接の圧力を加える、そのためには、まず北京政府、とりわけ、咸豐帝死後のクーデターによって実権を掌握した恭親王を中心とする總理衙門を支持し、これを強化する、というものであつた。⁽⁷¹⁾ こうした観点から彼は、「賠償金の回収と、また、中国政府が国内平和の回復に努めている際に資金を他に奪われない」との重要性⁽⁷²⁾を強調し、さらに「彼ら（中央政府）の無知、そしてその政治体制の拋り所となつてゐる原理は、彼らをして、条約の規定を具体的に履行する上で逢着する困難の処理を不可能ならしめている。もしハート氏の存在がなければ、この

問題は彼らには理解しえないものだつたと考えられる⁽⁷⁵⁾」と述べ、北京政府の把握できる財源を確保する洋関と、その統轄者であり、かつ総理衙門の「外交顧問」たる総稅務司ハートの存在を不可欠なものと評価していたのである。このように、いわば、中央の關稅收入把握に有利であるという洋關の機能をめぐって、公使ブルースと貿易商人の意見が真っ向から対立していたのであるが、前者は終始イギリス本国政府ならびに列強によつて支持を受けていた⁽⁷⁶⁾。

ところで、こうしたイギリス側の論議を見ると、そこで必ず前提になつてゐることは、清朝政府内における中央と地方との財政上の対立關係である。けだし、洋關の機能が、北京政府に有利であるが、その反面、地方の財政收入や官吏の役得に重大な影響を与えたことは疑いのないところである⁽⁷⁷⁾。この時期において、そうした中央・地方の対立關係と洋關とが、いかに相互に作用し合つたかを積極的に裏付ける具体的な清朝側の史料は、残念ながら目下のところ筆者の手許にはない。洋關をめぐる中央と地方との關係については、ライト氏が、「文祥は中国人を海關の比較的高い地位に任命することに反対した。……もしそうなれば、彼らは容易に、跋扈する督撫の手先となり、……中央政府の権力を弱める危険があつたからである」⁽⁷⁸⁾と述べてゐる。だとすれば、北京政府は有力な地方大官に対抗するため、治外法権を有した外国人の支配する既存の海關の体制に敢えて干渉しなかつたことになり、こうした中央・地方の権力關係上の対立的な側面も洋關の安定をもたらした一つの要因であつたといえるだろう。

では、当時、清朝側は洋關に対してどのような認識を有していたか。恭親王らは、内乱鎮圧に関連して、「江蘇

省は連年戦争状態にあるが、一切の軍費は全て洋税によつて絶えず接濟した⁽⁷⁹⁾と言つてゐる。また、洋閥は北京協定によつて賠償金調達の機関に指定されていたのであつたが、一八六六年にこれが完済されると、恭親王らは奏文において、各海關の「洋税については、外国による扣除がなく、かつまた東南諸省では漸く軍務も肅清されつある以上、(洋税を)酌量提解し、國庫の貯えを裕かにせねばならない。……戸部の指定する京餉・協餉の外に、従前通り一結(三カ月)毎に(洋税の)四割を酌提し、役人を派遣して部庫に送らせて、別款として存儲しておき、需要に備える⁽⁸⁰⁾」と述べ、中央の財源としていわゆる四成洋税の設置を奏請したのである。わずかな史料ながら、彼らの考え方は、先に触れた桂良らの閔稅收入に対する見解とほとんど変わつていないことが看取されるであろう。以後、洋閥は内乱鎮圧の軍費を調達する借款の担保に充てられ、四成洋税もかかる軍費に転用されたり、江南製造總局など地方における軍需工業の経費として用いられた⁽⁸¹⁾。すなわち、清朝側は洋閥に関する多額の閔稅收入を保証するその機能面のみを重視していたといえる。このことは、「私は単なる海關の徵稅人でいることに飽き飽きしている⁽⁸²⁾」というハートの嘆息からも察せられよう。彼が不満に感じていたこつした認識が、皮肉にも、洋閥を同治中興の財政的支柱に位置づけ、その定着に導いたのである。

海關の内部組織の整備や、洋閥の條約履行機関、すなわち中國市場開拓の機関としての側面を示した初期の一例である長江開放の実施など、論及すべき問題はなお多いのであるが、以後百年に亘るとする洋閥の存続の発端は、少なくとも政治的には主として以上のよき背景に基づくものであつたといえるだろう。ハートの「洋閥に匹敵するほど正直かつ能率的な行政が生み出され、これに取つて代わるよくなつたとき、洋閥はその仕事を終

えるだろ⁽⁸⁴⁾う」という主観的観測は、内外の状況がこれを許さなかつた。このように定着しつつあつた洋閥に対し
て独裁的な支配権力を有することによつて、⁽⁸⁵⁾総稅務司の地歩が確立されたのである。

お わ り に

以上、總稅務司の成立の過程を追跡しつつ、それに伴つて形成されたその役割について若干の考察を加えてき
たが、その間に筆者が明らかにしたことをまとめておくとおよそ以下のようにならう。第一に、イギリスが外國
人稅務司制度の改革を迫つた「協定」の履行を担当した、清朝の上海地方當局者によつて總稅務司が設置された
のであるが、そこには清朝の官僚機構に矛盾を生じせしめないようとの配慮が払われていた。本稿の始めに、
稅務司制度の発展において等閑視されている部分があると述べたのは、実はこの点であった。第二に、こうして
成立した總稅務司は、北京に新設された總理衙門に直属することによつて新たな役割を付加された。なかんずく、
ハートの登場に及んで、彼のパーソナリティと不可分な總理衙門の顧問という「私的な役割」をも担わされた。
清末の總稅務司の特質は、こうした多元的な役割を一身に体現したところに認められる。第三に、洋閥の定着は、
清朝政府内の中央と地方の対立関係、およびそれに規定されたイギリス側の清朝支持政策、そして洋閥の關稅徵
収の機能面のみを受け入れた清朝側の認識によつていた。

ところで、従来の研究においては、洋閥といふ機關の近代性を評価するものにせよ、中国に対する侵略性を強
調するものにせよ、洋閥の設立は「外からの力」によるものという共通の理解がある。もちろん大局から見れば、⁽⁸⁶⁾

清末における總稅務司の成立について

岡本

筆者もそのように認めるのにやぶさかではないが、少なくとも総稅務司の成立に關していえば、本稿でも論及したように、イギリスの外圧に端を発しながらも、その過程はむしろ清朝の官僚機構ならびに政治状況に大きく規定されていたと考えられるのである。したがつて、洋閥・總稅務司を扱う場合に、中國の伝統的要素との、ないしは中國の利害との対立面のみを強調するだけで果して十分だといえるだろうか。本稿では一八五〇年代後半～六〇年代に亘る時期を扱つたに過ぎないが、清末の總稅務司の全容の解明には、清朝の政治、經濟などの内部構造とその変遷をも視野の内に入れて、その連関の中で再検討することが必要であろう。以上した作業は今後の課題としたい。

註

- (1) J. K. Fairbank, *Trade and Diplomacy on the China Coast; the Opening of the Treaty Ports 1842 ~ 1854*, Stanford, 1969, pp. 369 ~ 468. 金城正篤「一八五四年上海における『稅務司』の創設—南京條約以後の中英貿易と稅務司創設の意義」『東洋史研究』、第一四卷一号、一九六五年、姚賢鑑「第一次鴉片戰爭後中國海關行政權喪失述略」『社會主義戰綫』、一九八三年第三期なん。
- (2) 井上裕正「近代中國外交史研究について—特にアーヴィング・ワーリントン・ワーリントン『近代中國外交史研究』」岩波書店、一九七〇年、二二二五～三
- (3) S. F. Wright, *Hart and the Chinese Customs*, Belfast, 1950, pp. 88 ~ 158, 179 ~ 290. 金城正篤「清代の海關と稅務司—稅務司制度の確立—」『琉球大學法文學部紀要(史學地理學篇)』、第一八号、一九七五年、陳詩啓「中國半殖民地海關的創設及其鞏固過程(一八四〇～一八七五)」『廈門大學學報(哲學社會科學)』、一九八〇年第一期、二二七～四一頁、など。
- (4) Wright, op. cit. 坂野正高「ロバート・バーク『近代中國外交史研究』」岩波書店、一九七〇年、二二二五～三

田七貢、葉鳳美「赫德在中國」、中國社會科學院近代史研究所《近代史研究》編集部編『近代中國對外關係』、四三、人民出版社、一九八五年、所収、など。

(5) 以上ば、註(1)(2)あげた諸文献によれば J. K. Fairbank, The Definition of the Foreign Inspector's Status 1854～1855, A Chapter in the Early History of the Inspectorate of Customs at Shanghai, *Nankai Social and Economic Quarterly* 9-1, 1936. や参考は禁物

だ。やがて上海にねらへ外国人税務司制度の設立はいつていた。その税見は稿を改めて歸やる所定だ。

(6) United States Department of State, General Records of Department of State, Diplomatic Despatches, China, vol. 12, Merchants to Parker, Aug. 5, 1856, Exhibit 3b in Parker to Marcy, Despatch, No. 21, Aug. 26, 1856.

(~) The Earl of Clarendon to the Earl of Elgin, Apr. 20, 1857, Great Britain Parliamentary Papers (B. B. P.), Correspondence relative to the Earl of Elgin's Special Missions to China and Japan, 1857～1859, 1859, p. 5. 以下「Elgin's Missions.」と記す。

(∞) The Earl of Elgin to the Earl of Clarendon, Apr. 15, 1858, *ibid.*, pp. 263～264.

(9) H. B. Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*, 3vols., Shanghai, etc., 1910, 1918, vol. 1, pp. 521～522.

(10) 號上海英國領事ロバート・ヘンリイの「英國商人の感想」、總じて、外國人税務司制度に好意的である。ある意味で、やがては中国の立場に置かれてから「おもむろ」(Memorandum of Consul Robertson, Dec. 7, 1857, *Elgin's Missions*, p. 114.) と記す。

(11) Wright, *op. cit.*, p. 116.
(12) Mr. Moncrieff to the Earl of Elgin, Oct. 2, 1857, *Elgin's Missions*, p. 63.

(13) Fairbank, *op. cit.*, pp. 156～163. Wright, *op. cit.*, pp. 115～116.

(14) 註(9)。

(15) The Earl of Elgin to Mr. Layard, Feb. 8, 1862, B. B. P., *Further Papers relating to the Rebellion in China with an Appendix*, 1863, p. 193. 以下「*Further Papers*」と記す。

(16) A letter from Vice Consul Meadows to Mr. Bruce, Feb. 8, 1858, *Elgin's Missions*, p. 198.
(17) 註(15)。
(18) Agreement containing Rules of Trade, made in

- pursuance of Article XXVI of the Treaty of 26th June 1858, Rule 10, China. Imperial Maritime Customs, III Miscellaneous Series, No. 30, *Treaties, Conventions, etc., between China and Foreign States*, 2vols., Shanghai, 1908, vol. I, p. 236. 三九、*Treaties, etc.,* 用。
- (19) 本稿における「卅載派」、「和平派」による概念は、いわゆる記述によっては、上海市税「英日連合軍の北京侵入事件—特に主戦論と和平論—」]トハア史研究 第一】、東洋史研究会、一九五九年、M. Banno(坂野正高), *China and the West 1858 ~ 1861: the Origins of the Tsungli Yamen*, Cambridge, Mass., 1964. に依拠してある。
- (20) 「籌辦夷務始末」、咸豐朝、卷17、11頁。以下、「夷務・咸」、ヒント引用。これは、外国人税務司制度を支持し、「夷税之外別無他款可籌。深恐該酋借端起釁。…抗稅不交。則不但上海一營。立即斷餉。即金陵京口紅單船等營。亦皆無可協濟。」(同書、卷9、四八頁)と述べた吉爾杭阿の見解を踏襲するものである。
- (21) 同書、卷31、四五頁。
- (22) 同書、卷30、四三頁。
- (23) もう一八五七年に、駐華公使兼香港総督バウリング (J. Bowring) が、「我々が現在有して居る中国関税に
- (24) 『夷務・咸』、卷31、四五頁。
- (25) 「吉爾杭阿爲李泰國接辦江海關稅務致英使包令照會」太平天国歴史博物館編『吳煦檔案選編』、江蘇人民出版社、一九八〇年、第四輯、一八五頁、以上、『吳煦』、ヒント用。Fairbank, *op. cit.*, pp. 139~140.
- (26) 宮崎前掲論文、一八七~一九〇頁。
- (27) 『夷務・咸』、卷31、一二一頁、所載の咸豐八年十一月丁卯(一八五九年一月二十九日付)の明發上諭に「著即授兩江總督何桂清爲欽差大臣。辦理各國事務。」がある。なおこの欽差大臣の上海移駐につけては、Banno, *op. cit.*, pp. 93~107. 参照。
- (28) 『夷務・咸』、卷17、1111~1111頁。
- (29) 『夷務・咸』、卷15、1111頁。
- (30) 「何桂清致吳煦函」、「吳煦」第六輯、二九五頁。
- (31) 恽親王の手に「各口稅務司及各項辦公外國人等中

國不能其好々。」 へ表べてゐる（『夷務・咸』、卷七） 一
七頁）。

(32) J. J. Gerson, *Horatio Nelson Lay and Sino-British Relations 1854~1864*, Cambridge, Mass., 1972, p. 98.

「れによれば正式なノイの総稅務司任命は五月十二日へ
れてゐるが、その職權の事実上の委任はまゝと早か
たようである。*ibid.*, pp. 97~98, 286, n. 21, 22. を参照。
あた、「吳煦上薛煥稟」〔吳煦〕、第五輯、三六頁、じゅ
熙がノイの言葉として「前接正月廿二日（一月一十五
日）藩臬臺公函。傳述官保（何桂清）之諭。准我爲總司
稅。」 へ述べてある部分がある。

(33) 同書、同頁。

(34) 同註(30)。

(35) ブルースの言によれば、かかる改組は、稅務司を三
人とも任命すれば、不都合であり、また多大の経費を伴へ
とする理由に基づいた（Mr. Bruce to Lord J. Rus-
sell, Oct. 26, 1860, B. B. P., *Correspondence respecting
Affairs in China, 1859~1860*, 1861, p. 249.）。

(41) 総理衙門設立の註釋は、Banno, *op. cit.*, pp.
170~236. 参照。

(42) 『夷務・咸』、卷七、三三一頁。

(36) 「吳煦裏送李泰國會議海關條款」所取、「派令英人
李泰國爲海關總稅務司議單」〔吳煦〕、第六輯、三〇一頁。
(37) 「薛煥致吳煦函」、同書、一九九頁。あた、同書、一
八三~一八四頁の「薛煥致吳煦函」にも経費の面から同

じ内容のいふかふわれてゐる。

(38) 「吳煦藍蔚霖與李泰國論海關各事稟」、同書、三三一
頁。Wright, *op. cit.*, pp. 137~141. ここの頃末は、『夷務・
咸』、卷四五、三七頁、所載の労崇光の片奏に異々に述べ

られてゐる。「ふれども、吾々は貴トシカ（only）知ひな。だか
ら貴下の裁量に委ね。だが、もし誰か（anyone）が誤
りを犯したら、貴下が自ら責任を取らねばならぬ」と
いわれてゐる（傍注は原文ではイタリック）（J. K. Fair-
bank et al., eds., *The I. G. in Peking: Letters of Robert
Hart, Chinese Maritime Customs 1863~1907*, 2vols.,
Cambridge, Mass., 1975, vol. 1, letters no. 345, p. 392.）

(39) Wright, *op. cit.*, p. 144.

(40) 『むほく一ムガ語ヘシムニハシモスル』「私は、
總理衙門から“我々は貴トシカ（only）知ひな。だか
ら貴下の裁量に委ね。だが、もし誰か（anyone）が誤
りを犯したら、貴下が自ら責任を取らねばならぬ”と
いわれてゐる（傍注は原文ではイタリック）（J. K. Fair-
bank et al., eds., *The I. G. in Peking: Letters of Robert
Hart, Chinese Maritime Customs 1863~1907*, 2vols.,
Cambridge, Mass., 1975, vol. 1, letters no. 345, p. 392.）

dix A.

- (44) 欽差大臣恭親王・大學士桂良・臣部左侍郎文祥の奏文、『夷務・咸』、卷十七、一一〇～一一一頁。回書、卷十七、一一〇頁(一〇年十一月四日)、(一八六一年一月二十一日付)。明發上諭を参照。

(45) 回書、回表、一六頁。

(46) *Treaties*, pp. 624～625.

(47) 『夷務・咸』、卷五十一、一一〇頁、卷六十一、一一九～一一一頁などを参照。このため外国人税務司制度に批判的であるが、広東巡撫荀文である。

(48) *Treaties*, pp. 239～240, 674～675.

(49) 『夷務・咸』、卷七〇、三九頁。

(50) 回書、卷十七、一一〇～一一一頁。

(51) F. O. 17/350. Wade to Bruce, letter, Jan. 11, 1861, enclo. 7 in Bruce to Russell, Despatch No. 14, Mar. 12, 1861.

(52) 『夷務・咸』、卷十七、一一〇～一一一頁。

(53) F. O. 17/350. Wade to Bruce, letter, Jan. 23, 1861, enclo. 9 in Bruce to Russell, Despatch No. 14, Mar. 12, 1861.

(54) Lay, *op. cit.*, p. 6. Wright, *op. cit.*, pp. 151～152.

(55) D. F. Rennie, *Peking and Pekinese during the first year of the British Embassy at Peking*, 2 vols., London, 1865, vol. 1, pp. 202, 215～216, 220, 247～248, 258～260, 263～264.

(56) 『夷務・咸』、卷七十八、一一〇頁。

(57) 回書、卷七十九、一一〇頁。

(58) Rennie, *op. cit.*, p. 264.

(59) Banno, *op. cit.*, pp. 237～244.

(60) Rennie, *op. cit.*, p. 260.

(61) Morse, *op. cit.*, pp. 47～48.

(62) Inspector General's Circular No. 1 of 1861, June 30, 1861, China. the Maritime Customs, IV Service Series, No. 69, *Documents illustrative of the Origin, Development, and Activities of the Chinese Customs Service*, 7 vols., Shanghai, 1937～1940, vol. 1, pp. 1～3.

(63) ノルマニヤー、マーティン、モースによる「夷匪事件」の説明。Morse, *op. cit.*, vol. 2, pp. 34～36. Wright, *op. cit.*, pp. 225～227. Gerzon, *op. cit.*, pp. 131～201. 「ノルマニヤー」は、夷匪事件の外交史的意義を「ノルマニヤー」「東洋政策研究」(第1回)に、「一九七五年、米國が英國政府と「宣戰本體談」前掲「近代中國對外關係」所取る。

- P., China, No. 2. (1864) : Correspondence respecting the Fitting out, Dispatching to China, and ultimate Withdrawal, of the Anglo-Chinese Fleet under the Command of Captain Sherard Osborn; and the Dismissal of Mr. Lay from the Chief Inspectorate of Customs, pp. 21~22.
- (65) 「籌辦夷務始末」(回)、卷111、四十頁。又「夷務・回」、上。
- (66) 彼の同文館に対する資金援助や借款を含む積極的な役割なれば、その原因としておどかれていた。
- (67) N. A. Pelcovits, *Old China Hands and the Foreign Office*, New York, 1948, pp. 21~31.
- (68) Mr. Perceval to Lord J. Russell, Aug. 26, 1861, *Further Papers*, p. 162.
- (69) *ibid.*, p. 161.
- (70) *ibid.*, p. 163.
- (71) Jardine, Matheson & Co. to Sam Mendel (Manchester), Mar. 30, 1861, Jardine, Matheson & Co., Letter Book, Mar. 1861~Jan. 1862, requoted from Pelcovits, *op. cit.*, p. 22.
- (72) 坂野正高「中國を英國の外交官たゞくもへば見ゆるだか——カーメリ一使節団の派遣から辛亥革命まで——」
- (73) Morse, *op. cit.*, pp. 49~63. Mary C. Wright, *The Last Stand of Chinese Conservatism, the T'ung-Chih Restoration, 1862~1874*, Stanford, 1957, pp. 16~18. 薛福成『廉倉筆記』(卷1)、「錢劃納母川日本談」。
- (74) Mr. Bruce to Earl Russell, Oct. 13, 1862, *Further Papers*, pp. 130~131.
- (75) Mr. Bruce to Earl Russell, Oct. 26, 1861, *Papers relating to the Rebellion in China, and Trade in Yang-tze-kiang River, Jan. 1861~Apr. 1862, Confidential, Printed for the Use of Foreign Office* (1862), p. 185.
- (76) 今ハ一々該策は外務省のなんどぞ實現御持を与へてゐた(Pelcovits, *op. cit.*, p. 24. Wright, *op. cit.*, p. 189.)。また、列強の扶持の御顯立せ、八九〇年代に於ける「協力政策」(the Co-operative Policy)が存在してゐた。「協力政策」は歐洲でMary C. Wright, *op. cit.*, pp. 21~41. 参照。
- (77) Wright, *op. cit.*, pp. 259~260. 参照。
- (78) *ibid.*, pp. 333~334.
- (79) 「夷務・回」、卷110、111~112頁。

清末における總稅務司の成立について

日本

(80) 同書、卷三八、一二一頁。

(81) この最も典型的な一例として、左宗棠の陝西・甘肅の回乱平定があげられよう。『夷務・同』、卷五六、二六頁に、彼が二百万両の調達を奏請したのを受けて、總理衙門王大臣恭親王が上つた奏文が収録されており、そなには、その二百万両を半分ずつに分かち、「一半由應解部庫四成洋稅項下。先行提出。飛速解交左宗棠軍營支用。一半由各海關出具印票。由各督撫臣加蓋關防。交胡光墉向洋商借用。」と見えてくる。

(82) 『海防檣』、影印本、臺北、中央研究院近代史研究所、一九五七年、丙、機器局、三四頁、第一一號文、同治六年四月十五日付受理の曾国藩の奏文に、「將洋稅解部之成。酌留一成。以濟要需。……以一成爲專造輪船之用。

以一成酌濟淮軍及添兵等事。其餘一成。仍隨時按結報解。」とある。

(83) Fairbank et al., eds., *op. cit.*, letters no. 18, p. 59.
(84) R. Hart, Note on the Introduction and Working of the Foreign Inspectorate of Customs, Nov. 1864, B. B. P., *China*. No. I. (1865) : *Foreign Customs Establishment in China*, p. 13.

(85) Inspector General's Circular No. 8 of 1864, June 21, 1864, Morse, *op. cit.*, vol. 3, Appendix D, p. 460.
「通商各口募用外國人幫辦稅務章程」「約章〔分類輯錄〕」卷八、上、四一九頁。

(86) 同註(2)。